

吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル提案項目配点表

No.	評価項目	内訳	採点基準	仕様書、様式等	
1	事業内容 (60点)	業務の理解度	10	・ 全体として、制度の目的（子供たちの多様な学び・経験の機会を確保し所得格差による学び・経験の機会の差を解消）、仕様書を正しく理解した提案内容となっているか ・ 貧困世帯への配慮の視点からの提案内容となっているか	仕様書全体
		習い事教室の登録システムの構築、管理等	5	・ 登録すべき項目・情報をわかりやすく示しているか（視認性） ・ 登録作業に必要な作業は簡易なものとなっているか（操作性） の観点で参画事業者の利便性の確保を採点	仕様書4の1(1)ア
		習い事教室の開拓・募集・登録	5	登録に向けた説明会や手引き・QAの作成、システムに不慣れな事業者へのサポートなど、登録する習い事事業者（以下、「参画事業者」という。）の募集、開拓の内容、手法の具体性・実効性の観点で、参画事業者の開拓・募集・登録に向けた計画の内容を採点	仕様書4の1(1)イ
		参画事業者への指導・監督等	5	・ 本事業への参画にあたって遵守すべき事項（規約） ・ 本事業に関するマニュアル ・ 参画事業者向けに行う研修・説明会等 の観点で、参画事業者に対する習い事費用助成事業の適正な運用に必要な指導・助言等の実効性を採点	仕様書4の1(1)ウ
		電子クーポンシステムの構築	5	・ 仕様書で示したシステム要件、運用保守要件、その他の事項を遵守しているか ・ システム全体（習い事事業者又は習い事事業者が使用する全てのシステムを含む）に関するサーバダウンリスクへの対応策の観点で、システム全体の安定性を採点	仕様書4の1(2)ア
		申請に対する審査、受給者への電子クーポン等の交付等	5	・ 助成対象者が受講するコース等がわかりやすく表示されているか（視認性） ・ 電子クーポン使用に当たっての操作は簡易なものとなっているか（操作性） ・ 電子クーポン使用の誤りを防ぐ仕組みを設けているか ・ 電子クーポンシステム非利用者（スマホ等を使用していない者など）の事情に配慮し、助成の仕組みを構築しているか ・ その他仕様書で示した電子クーポンの仕様を反映しているか の観点で、受給者の利便性等の確保について採点	仕様書4の1(2)イ、ウ
		助成金支払スキームの構築	5	・ 参画事業者の入力ミス等、誤った請求を減少させる仕組みとなっているか。 ・ 参画事業者の請求を適正なものとして誘導するようなガイド等の仕組みとなっているか。 ・ 参画事業者への支払いデータを正確かつ迅速に作成できる仕組みとなっているか。 ・ 受給者による不正受給又は参画事業者による不正請求事例を想定し、適切な防止策を講じているか の観点で、適正な助成金の支払いが行われるシステムの構築について採点	仕様書4の1(3)
		参画事業者、助成対象者、受給者及び市民の問合せ対応	5	・ 本事業の規模から想定される問い合わせ件数（1日あたり） ・ 問合せ方法（コールセンター、メール、チャット等）、問合せ対応時間（コールセンター等の開設時間、メール等による返答までの時間等）、接遇面の研修・教育体制等その他必要な事項を明記し、体制を具体化しているか。 ・ 問合せ以外の方法により疑問等を解決できるような策を講じているか。又、それらの策を継続していけるか（Q&Aの継続的なブラッシュアップなど） の観点で、習い事助成事業に関する疑問・要望等の問合せ対応体制が過不足のないものとなっているかについて採点	仕様書4の1(4)
		アンケート調査等の実施及び効果検証	5	・ 受給者アンケート、参画事業者アンケートその他のアンケートの実施 ・ 報告書の作成 等についての具体的な提案（「誰に」「どのような項目」のアンケートを行うか等）があるかなど、より精度の高い効果検証につなげる取組について採点	仕様書4の1(5)、(7)
事業全体の質向上を図る独自提案	10	例 ・ 助成対象者の利用率向上を図る提案 ・ 既存の受給者の満足度向上を図る提案 ・ 電子クーポンシステムの利便性向上等を図る提案 ・ 参画事業者のサービス向上を図る提案 など本市にとって有益な提案であり、それは具体性・実現可能性が高いといえるか の観点で、所得格差による学び・経験の機会の差の解消又は本市の教育・福祉の質の向上に資する独自提案となっているかについて採点	仕様書4の1(6)のほか仕様書全体		
2	実施体制 (20点)	人員体制	10	・ 本業務に従事する職員への研修・管理体制 ・ 本事業実施に必要な充分な要員配置、管理体制となっているか。 ・ 要員配置の急な変更等、不測の事態等への具体的対応策を想定した実施体制を備えているか。 ・ 仕様書7の例示の事務責任者との比較 の観点で、適切な人員体制を構築しているかについて採点	仕様書5～7、様式第5号職員配置計画表、体制図
		個人情報保護	10	・ 助成対象者の属性（生活保護受給、児童扶養手当受給）の情報が周囲に判明することを最大限回避するための体制を構築しているか ・ 法律、吹田市のルールにしたがった個人情報の管理やセキュリティ対策を講じているか ・ 個人情報保護に関する社内規定を整備し、その実質的な運用が行われているか の観点で、個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適正な取扱い・運用について採点	仕様書5及び6、保有個人情報取扱いに関する特記事項
3	実績 (5点)	同種・類似業務の実績	5	自事業又は受託事業としての ①電子又はカード式クーポンを活用し、かつ ②習い事（学習塾のみその他一部の習い事に限る場合を含む）費用を助成する 事業の実績がある 5点 上記①又は②のいずれかのみの実績がある 3点 その他 0点	様式第2号法人概要書 様式第6号同種・類似業務実績書
4	価格点 (15点)	見積金額	15	参考見積価格が他の提案者の価格と比較して安価といえるか （評価点＝評価基準点（15点）×応募者中最低見積額／提案見積額） ※小数点第2位以下四捨五入	様式第7-1、7-2号見積書
		合計	100		

※ 各委員の評価点の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、契約先最終候補者に選定しません。50点に満たない採点を行った委員が1名以上いる場合又は評価項目（追加提案及び同種・類似業務の実績を除く）のうちいずれか「E評価（低い）」を受けた場合も同様とします。